私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の被扶養者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する令第十一条の三の四第二項において準用する同条第一項各号に掲げる金額
健康保険法の被保険者の被扶養者	健康保険法施行令第四十一条の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
日雇特例被保険者の被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十一条の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
船員保険の被保険者の被扶養者	船員保険法施行令第八条の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
国民健康保険の世帯主等の世帯員（国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項第三号に規定する世帯員をいう。）	国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額

（令第十一条の三の四第七項の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第百五条の五の七　令第十一条の三の四第七項の財務省令で定めるところにより算定した金額は、次に掲げる金額とする。

一　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条の二第一項各号に掲げる額

二　計算期間（基準日後期高齢者医療被保険者（令第十一条の三の四第七項に規定する基準日後期高齢者医療被保険者をいう。以下この条において同じ。）が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条の二第五項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）の組合員等（同令第十四条の二第六項に規定する組合員等をいう。以下この条において同じ。）であり、かつ、当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等（同令第十四条の二第七項に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。）であつた者（基準日世帯被保険者（同令第十四条の二第一項第四号に規定する基準日世帯被保険者をいう。以下この条において同じ。）（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。以下この条において同じ。）を除く。）が当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等（基準日世帯被保険者を除く。）が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養について令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところにより算定した金額の合算額の合算額

三　計算期間（基準日世帯被保険者が組合等の組合員等であり、かつ、当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であつた者（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）が基準日世帯被保険者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日世帯被保険者の被扶養者等（法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）について令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところにより算定した金額の合算額の合算額

第百五条の六中「第十一条の三の四第一項第二号」を「第十一条の三の三第一項第二号」に改め、同条第一号中「第十一条の三の四第一項第一号イ」を「第十一条の三の三第一項第一号イ」に改め、同条第二号中「第十一条の三の四第一項第一号ロ」を「第十一条の三の三第一項第一号ロ」に改め、同条第三号中「第十一条の三の四第一項第一号ハ」を「第十一条の三の三第一項第一号ハ」に改め、同条第四号中「第十一条の三の四第一項第一号ニ」を「第十一条の三の三第一項第一号ニ」に改め、同条第五号中「第十一条の三の四第一項第一号ホ」を「第十一条の三の三第一項第一号ホ」に改め、同条第六号中「第十一条の三の四第一項第一号ヘ」を「第十一条の三の三第一項第一号ヘ」に改める。

第百五条の七第一項中「第十一条の三の四第一項」を「第十一条の三の三第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第十一条の三の四第三項」を「第十一条の三の三第三項」に改める。

第百五条の十の次に次の一条を加える。

（令第十一条の三の六第十二項の財務省令で定める場合及び財務省令で定める日）

第百五条の十の二　令第十一条の三の六第十二項の財務省令で定める場合は、当該組合の組合員であつた者が、計算期間において医療保険加入者（令第十一条の三の六第十二項に規定する医療保険加入者をいう。第百五条の二十において同じ。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、同項の財務省令で定める日は、当該日の前日とする。

第百五条の十一　第一項中「（令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する基準日組合員をいう。第百五条の十三において同じ。）」を削り、同項第二号中「（令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する計算期間をいう。以下同じ。）」を削り、同項第三号中「（令第十一条の三の六の二第一項第三号に規定する基準日被扶養者をいう。第百五条の十三において同じ。）」を削り、同項第五号中「高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）」を削り、同項第六号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「掲げる額」を「掲げる金額」に、「額が」を「金額が」に改め、同条第六項中「もの」を「者」に改める。

第百五条の十二　第一項中「額が」を「金額が」に改め、同項第三号中「（令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する基準日をいう。第百五条の十五において同じ。）」を削り、同条第二項第四号中「額又は」を「金額又は」に改める。

第百五条の十三中「（同号に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。）」、「（昭和三十七年政令第三百五十二号）」、「（昭和二十八年法律第二百四十五号）」及び「（日雇特例被保険者（健康保険法施行令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。以下この条及び第百五条の十五において同じ。）並びに組合員及び地方の組合の組合員並びに私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者を除く。第百五条の十五において同じ。）」を削り、「第四十四条第三項」を「第四十四条第五項」に改め、「（組合員及び地方の組合の組合員を除く。第百五条の十五において同じ。）」、「（昭和二十八年政令第二百四十号）」及び「（令第十一条の三の六の二第一項第五号に規定する国民健康保険の世帯主等（以下この条において「」を削り、「」という。）であつた期間（同項第一号に規定する基準日（以下「基準日」という。）」を「であつた期間（基準日」に、「すべて」を「全て」に改め、「（昭和三十三年政令第三百六十二号）」及び「（平成十九年政令第三百十八号）」を削る。

第百五条の十四第一号イ中「第十一条の三の四第一項」を「第十一条の三の三第一項」に改め、同号ロ中「第十一条の三の四第三項」を「第十一条の三の三第三項」に改め、同号ロの次に次のように加える。

ハ　令第十一条の三の四第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額

第百五条の十四第二号の表一の項の項中「第二十三条の三の三第一項」を「第二十三条の三の二第一項」に改め、「まで」の下に「の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、同令第二十三条の三の三」を加え、同表二の項の項中「第十一条の三の四第一項」を「第十一条の三の三第一項」に改め、「まで」の下に「の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、準用国共済法施行令第十一条の三の四」を加え、同表三の項の項中「第十一条の三の四第一項」を「第十一条の三の三第一項」に改め、同表四の項の項中「まで」の下に「の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十一条の二」を加え、同表五の項の項中「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に改め、「まで」の下に「の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十四条第二項又は第三項において準用する同令第四十一条の二」を加え、同表六の項の項中「まで」の下に「の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第八条の二」を加え、同表七の項の項中「まで」の下に「の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第二十九条の二の二」を加え、同表八の項の項中「第六項」の下に「の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第十四条の二」を加え、同条第三号及び第四号中「額に」を「金額に」に改める。